

公認会計士・監査審査会の 最近の活動状況

平成28年12月20日

金融庁

公認会計士・監査審査会事務局長

兼 検査局審議官

天谷 知子

Agenda

- I. 公認会計士・監査審査会の概要
- II. 監査法人の審査・検査等
 - 1. 概要
 - 2. 今後の課題、モニタリングの方針
 - 3. 平成28事務年度
監査事務所等モニタリング基本計画
 - 4. 監査法人のガバナンス・コード
- III. その他の活動
 - 1. 公認会計士試験
 - 2. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)

I . 公認会計士・監査審査会の概要

I . 公認会計士・監査審査会の概要

① 公認会計士・監査審査会

平成16年4月、会計不信の世界的な高まりを背景に、欧米での監査監督機関の設立と併行して、独立して職権を行使する機関として設立。

合議制の機関として金融庁に置かれ、会長1名、委員9名以内で構成。

(業務)

- ・「品質管理レビュー」に対する審査及び検査
- ・公認会計士試験の実施
- ・公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

審査会は、これらの業務を通じ、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としている。

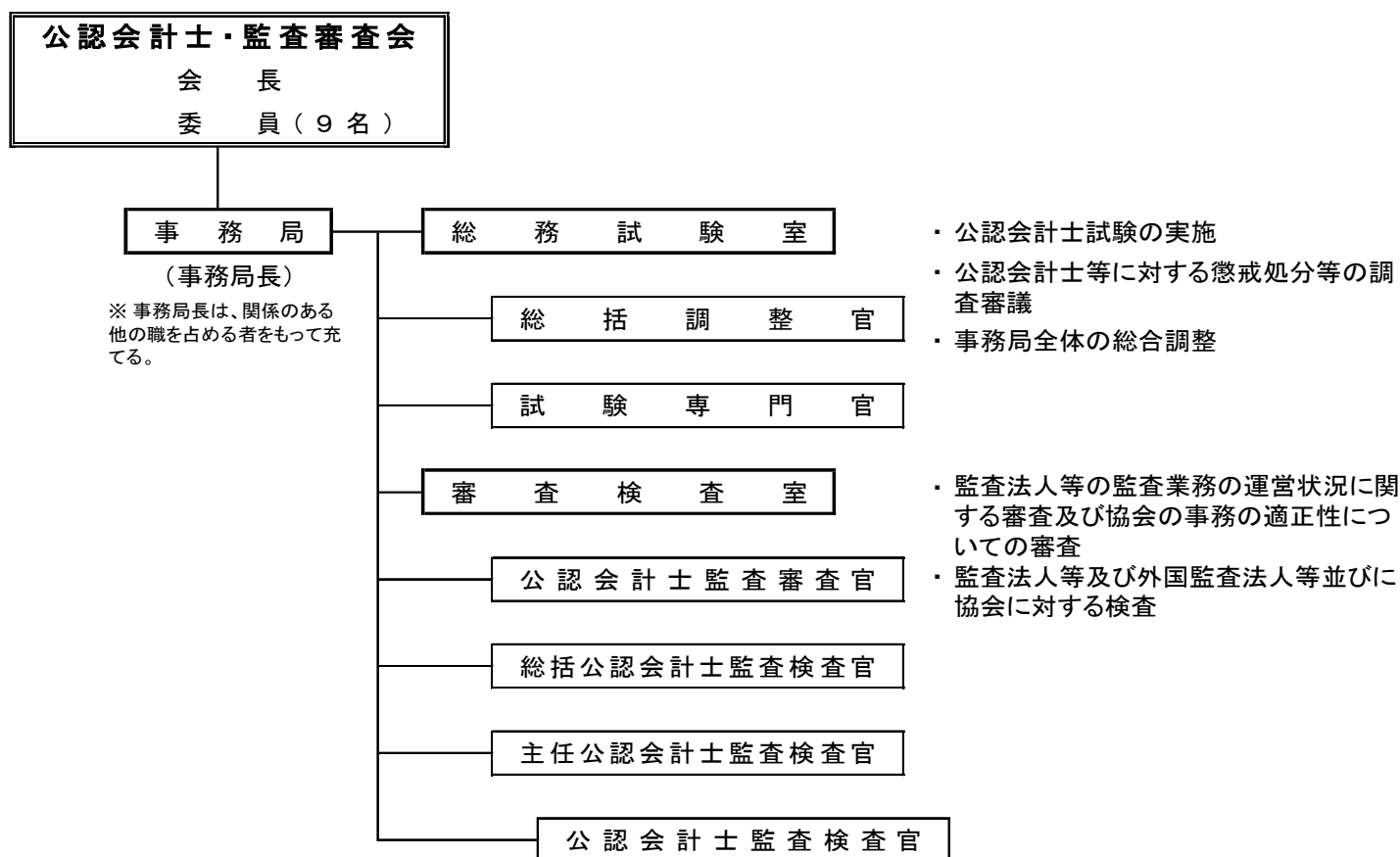
I . 公認会計士・監査審査会の概要

② 会長・委員 第5期(平成28年4月～31年3月)

会長(常勤)	廣本 敏郎	一橋大学名誉教授
委員(常勤)	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員(非常勤)	木村 明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問
委員(同)	佐藤 淑子	(一社)日本IR協議会専務理事
委員(同)	徳賀 芳弘	京都大学副学長・教授
委員(同)	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所研究理事
委員(同)	水口 啓子	(株)日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長
委員(同)	八木 和則	横河電気(株)参与
委員(同)	山田 辰己	有限責任あずさ監査法人パートナー
委員(同)	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

I. 公認会計士・監査審査会の概要

③ 事務局の組織



I . 公認会計士・監査審査会の概要

④ 事務局の定員

(単位: 人、年度末ベース)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
合 計	47	51	55	58	57	56	56	56	56	56
総務試験室	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14
審査検査室	35	39	41	44	43	42	42	42	42	42
総括公認会計士 監査検査官	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
主任公認会計士 監査検査官	4	5	5	7	7	7	7	7	7	6
公認会計士 監査検査官	24	26	28	28	27	26	26	26	26	26

Ⅱ．監査法人の審査・検査等

1. 概 要

○ 審査・検査の概要



(1) 審査・検査の概要

○審査・検査のプロセス

1. 協会品質管理レビューの報告受理
2. 審査:協会からの報告を踏まえ、以下を確認
 - 協会品質管理レビューの運営の適切性
 - 監査事務所による監査業務の適切性
3. 立入検査:協会、個別監査事務所、その他被監査会社等
4. 金融庁長官への行政処分等の勧告

(2) 実施状況

○ 品質管理レビューの審査の状況

品質管理レビュー報告書(平成27年度)

(監査事務所数)

分 区	結論のない限定事項		結論き限定事項付		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/d	(b)	b/d		—	(c)	c/d	
監査法人	42	73.7%	13	22.8%	—	—	2	3.5%	57
公認会計士	21	80.8%	5	19.2%	—	—	—	—	26
計 合	63	75.9%	18	21.7%	—	—	2	2.4%	83

(注)83件中80件に改善勧告事項がある。

(2) 実施状況

○ 報告徴収の実施状況

● オフサイトでの報告徴収

(平成28年3月31日現在)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	32	31	58	70	67	58

● 検査結果通知後の報告徴収

(平成28年3月31日現在)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	3	4	5	7	5	4

(2)実施状況

○ 検査の実施状況

(平成28年3月31日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	2	12	13	11	5	7	9	9	11	13	15	9

(注1)平成16年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

(注2)検査は、前年度に審査を実施した先から選定のうえ実施している。

(2) 実施状況

○ 検査を踏まえた、金融庁長官に対する行政処分等の勧告

(平成28年3月31日現在)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	4	3	5	1	1	1	2	2	1	5	4

(注) 平成17年から20年までは事務年度ベース、平成21年以降は年度ベースで集計。

【平成27年度の勧告監査法人】

○ 27. 6. 19 仁智監査法人

○ 28. 1. 12 明誠有限責任監査法人

○ 27.12.15 新日本有限責任監査法人

○ 28. 3. 24 KDA監査法人

(3) 監査役会等の機能強化と会計監査人

○最近の主な動き

- 監査等委員会設置会社制度の創設(会社法)
- 監査役会等の権限: 会計監査人の選解任議案の内容の決定権の付与及び株主総会参考書類への記載(会社法等)
- 監査役会等による会計監査人の選定・評価基準の策定(CGコード)
- 監査役会等による会計監査人の報酬同意の理由の事業報告における開示(会社法)

(3) 監査役会等の機能強化と会計監査人

○改正会社法

- 監査人の選解任議案・報酬等決定権：
従来：取締役（会）
現在：選解任権は監査役（会）、報酬決定権は取締役（会）
- 選解任決定の上で、会計監査人監査への理解の必要性の高まり、会計監査人のパフォーマンスの評価の必要性

(3) 監査役会等の機能強化と会計監査人

○コーポレートガバナンス・コード(抄)[会計監査関係]

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(3) 監査役会等の機能強化と会計監査人

【審査会検査結果等の第三者への開示の取扱い】

- 検査結果通知書は非公表
- 検査結果及び検査関係情報の検査先以外の第三者への開示については、次の場合を除き、審査会の事前承諾が必要
 - ① 日本公認会計士協会の品質管理委員会に提出する場合
 - ② 被監査会社の監査役等に対し、次の内容を書面で伝達する場合
 - 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要
 - 被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容



- 27年6月21日「検査結果等の第三者への開示について」公表
監査事務所は、審査会に包括的な承認手続をすることにより、以下の者から要請があった場合の事前承諾は不要に
 - ① 被監査会社の取締役、被監査会社の親会社の取締役、監査役等
 - ② 監査契約に関する提案等として、現在の被監査会社でない先（潜在的な被監査会社）

Ⅱ．監査法人の審査・検査等

2. 今後の課題、モニタリングの方針

2. 今後の課題・モニタリングの方針

【会計監査の信頼性の確保のための取組み】

最近の不正会計事案などを契機に、改めて会計監査への信頼性が問われている。

○ 27年9月 「金融行政方針」

会計監査の信頼性の確保に向けた取組みを記載

○ 28年3月8日

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言公表

(会計監査の在り方に関する懇談会メンバー)

座長	脇田	良一	名古屋経済大学大学院教授
メンバー	引頭	麻実	(株)大和総研常務執行役員
	倉貫	浩一	読売新聞東京本社論説委員
	斎藤	静樹	東京大学名誉教授
	関	哲夫	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役
	初川	浩司	公認会計士
	八田	進二	青山学院大学大学院教授
	森	公高	日本公認会計士協会会長

(2)「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

1. 監査法人のマネジメントの強化

最近の不正会計事案においては、大手監査法人の監査の品質管理体制が形式的には整備されていたものの、組織として監査の品質を確保するためのより高い視点からのマネジメントが有効に機能しておらず、これにより、

- ・監査の現場やそれを支える監査法人組織において職業的懐疑心が十分発揮されていなかった、
- ・当局の指摘事項を踏まえた改善策が組織全体に徹底されていなかった、
- ・監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていなかった、

などの問題が生じていたことが指摘されている。また、他の大手監査法人についても、当局の検査等において、マネジメントの不備が監査の品質確保に問題を生じさせている原因として指摘されているところである。

・監査法人のガバナンス・コード

- 監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立
- ガバナンス・コードの遵守状況についての開示

・大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備

- ガバナンス・コードの適用による、大手・準大手監査法人の監査品質の向上
- 当局と大手・準大手監査法人との定期的な対話（協議会の設置）

(2)「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- ・企業による会計監査に関する開示の充実
 - 有価証券報告書等における、会計監査に関する開示内容の充実
- ・会計監査の内容等に関する情報提供の充実
 - 監査法人による情報提供の充実
 - 監査報告書の透明化
 - 監査品質を測定する指標(AQI)の策定
 - 監査人の交替理由等に関する開示の充実
 - 審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実

3. 企業不正を見抜く力の向上

- ・会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
 - 不正対応に係る教育研修の充実、関連する資格取得や企業への出向等の奨励、監査チーム内のやり取りを通じたOJTの充実

(2)「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

3. 企業不正を見抜く力の向上(つづき)

- ・不正リスクに着眼した監査の実施
 - 監査基準、不正リスク対応基準、品質管理基準等の実施の徹底

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- ・監査法人の独立性の確保
 - 監査法人のローテーション制度についての調査の実施
- ・当局の検査・監督態勢の強化
 - 審査会の検査の適時性・実効性の向上
 - 審査会の検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担の検討
 - 監査法人に対する監督の枠組みの検証
- ・協会の自主規制機能の強化
 - 品質管理レビュー等の見直し
 - 自主規制機能の強化
 - 教育研修の在り方の見直し

(2)「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- ・企業の会計監査に関するガバナンスの強化
 - (コーポレートガバナンス・コードに基づく)各企業における監査人の選定・評価のための基準の策定
 - 各企業における適正な監査の確保への取組み
- ・実効的な内部統制の確保
 - 内部統制報告制度の運用と実効性の検証
- ・監査におけるITの活用
 - 協会において検討を継続
- ・その他
 - 試験制度・実務補習等の在り方の検討

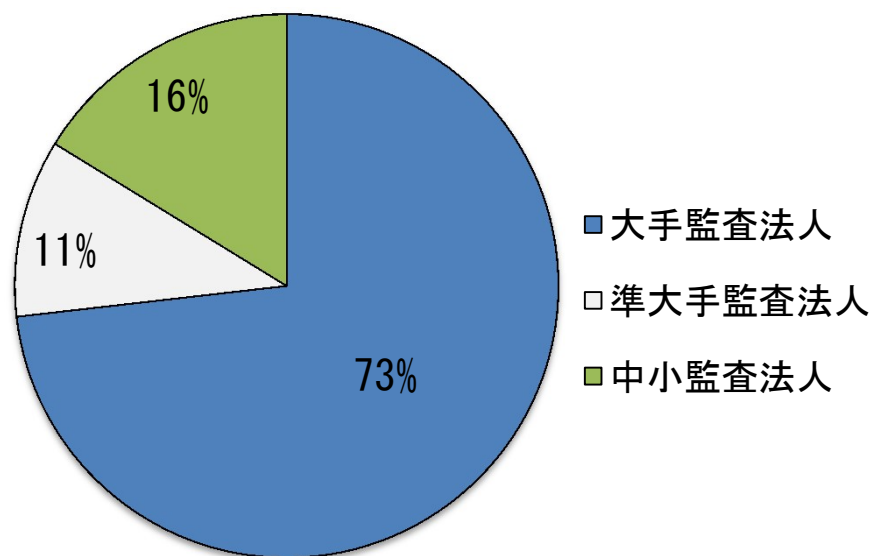
(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

会計監査の信頼性確保のための取組みとして、上場大企業の多くを監査する大手監査法人を中心に、監査事務所等のリスクを踏まえた検査の実効性の一層の向上を図ることを目的に、これまでの検査内容及び手法等について検討、結果をとりまとめたもの(28年3月24日公表)

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

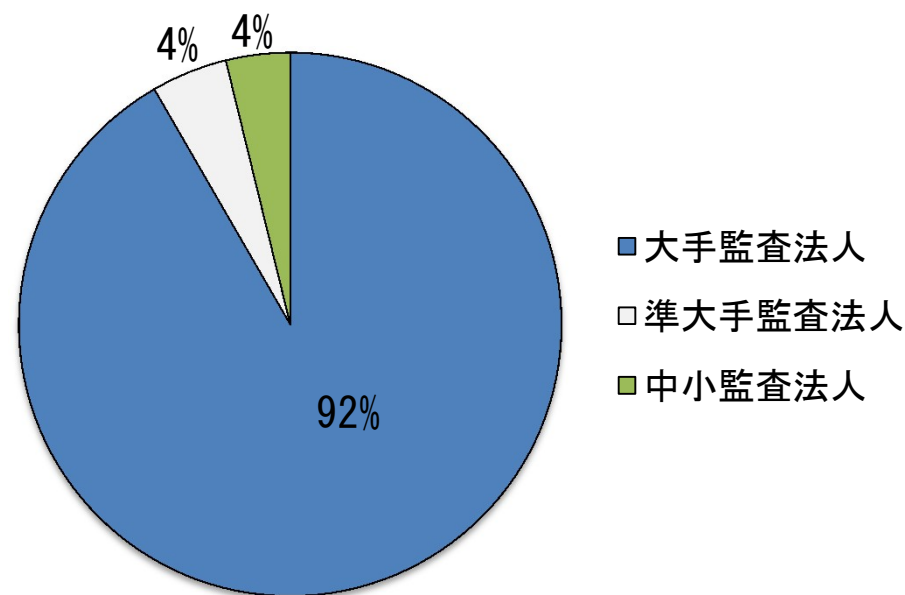
ア. 上場被監査会社数（単位：社）

全監査法人	3,577
大手監査法人	2,618
準大手監査法人	378
中小監査法人	581



イ. 上場被監査会社の時価総額（単位：百万円）

全監査法人	598,320,718
大手監査法人	548,343,525
準大手監査法人	27,124,388
中小監査法人	22,852,805



(注1) 監査法人数は全体で219法人。

(注2) Quick、有価証券報告書ほかより集計。

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○平成23～26事務年度における規模別検査実施状況

ア. 検査頻度

- 大手監査法人・・・定期的に実施（2年に1度）
- 準大手監査法人・・・定期的に実施（平成26年度より2年又は3年に1度）
- 中小規模監査事務所・・・必要に応じて（最短で3年に1度）

イ. 検査体制（人数）・検査期間・個別監査業務選定数（図表2）

	全体	大手	準大手	中小（勧告なし）	中小（勧告あり）
検査件数	44	8	4	23	9
平均検査官数	6.2	10.1	7.8	5.1	4.8
平均検査期間	117.7	149.3	93.0	97.7	151.8
平均個別監査業務選定数	4.1	9.1	5.3	2.5	3.2

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了する。

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○監査法人の1法人当たり被監査会社数（金商法）

	大手監査法人 (4法人)	準大手監査法人 (6法人)	中小監査法人	全体
26年3月期	751.8	67.2	3.8	19.3
25年3月期	756.3	64.7	3.9	19.8
24年3月期	774.8	64.7	3.9	20.1

○監査法人の1法人当たり被監査会社数（会社法）

	大手監査法人 (4法人)	準大手監査法人 (6法人)	中小監査法人	全体
26年3月期	1054.0	48.7	3.2	23.9
25年3月期	1066.3	46.0	3.4	24.6
24年3月期	1058.8	48.5	3.5	24.6

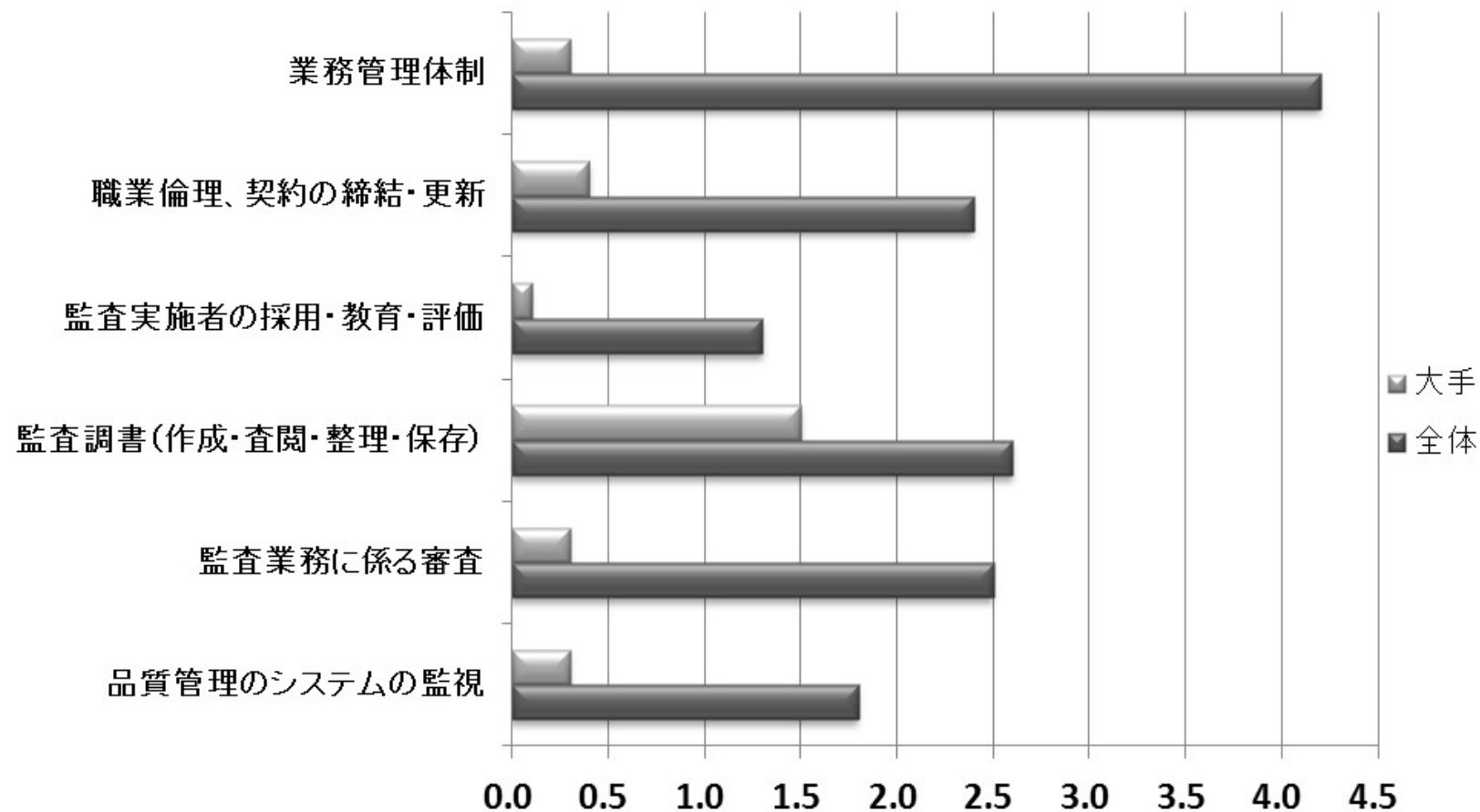
監査法人業務報告書を基に作成

（注1）全監査法人が行った被監査会社数の内訳である（個人は除く）。

（注2）（金商法）は、金商法監査＋会社法監査、金商法監査単独の合計、（会社法）は会社法監査単独の被監査会社数である。

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○検査における不備指摘数（品質管理体制）

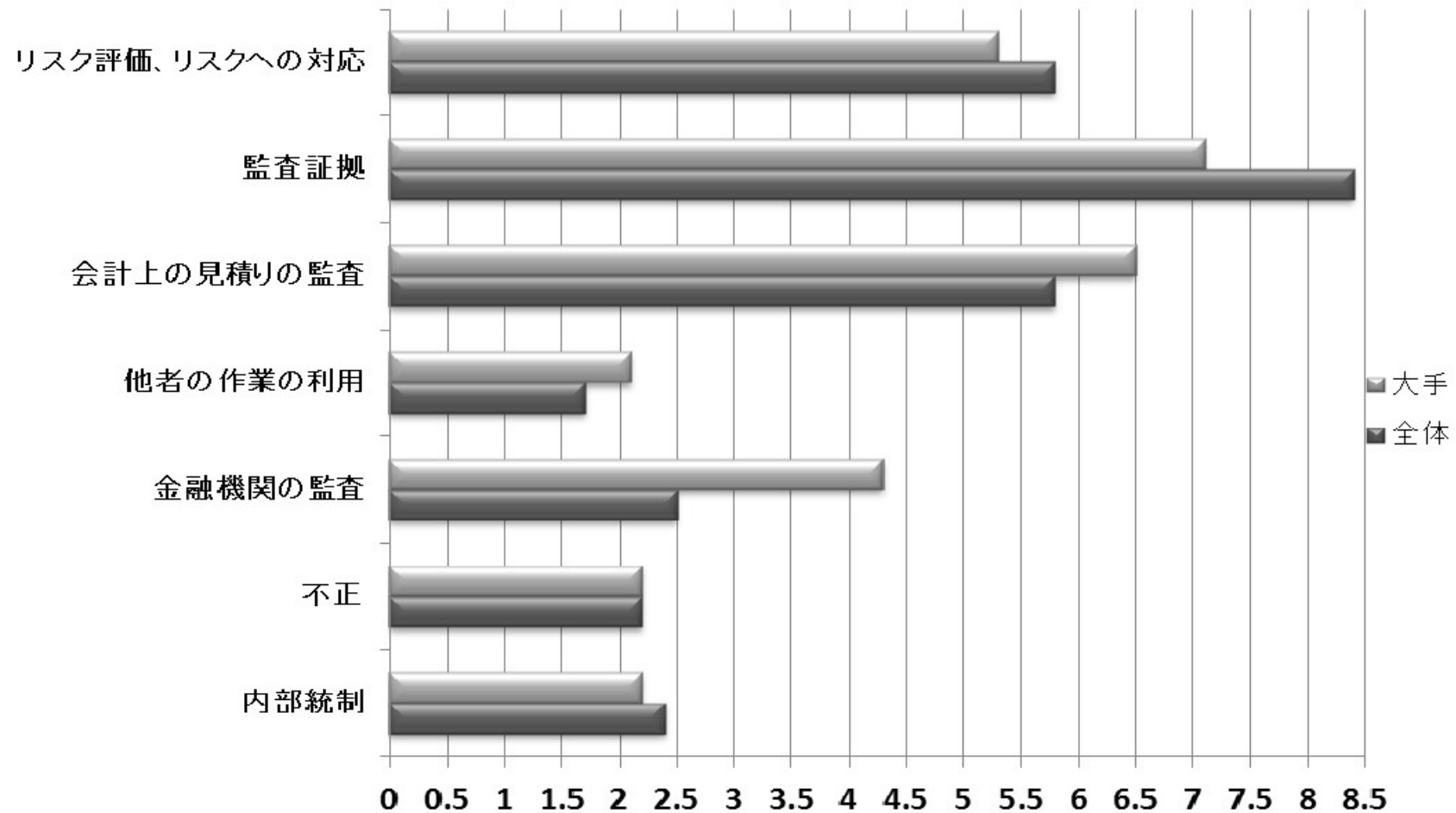


(注1) 件数は、1監査法人あたりの不備指摘数

(注2) 平成22年～26年に実施した検査の状況

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

○検査における不備指摘数（個別監査業務）



（注１） 件数は、１監査法人あたりの不備指摘数

（注２） 平成22年～26年に実施した検査の状況

(3)「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」 ～大規模監査法人を中心に～

問題認識 * は調査会議の仮提言

○ 機動性

・被監査会社に会計上の重大な問題が疑われる場合、機動的な検査が必要

○ フォローアップ

・同様の不備が繰り返されていることが認められており、改善状況のフォローアップの強化が必要

* 簡易な立入検査の実施

○ 検査手法

・品質管理の有効性について、組織運営上の問題に迫るような検証が行えるよう、検査手法の改善が必要

○ 検査結果等の提供

・監査役等が検査結果を有効に活用できるよう情報提供について一層工夫する必要

* 改善状況を明確に把握することができるよう記載方法の工夫

今後の対応

○ 検査の機動的な実施

・定期的な検査にとられない機動的な検査

○ 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

・通常検査の翌年にフォローアップ検査を実施
・フォローアップ検査の効率的、効果的な実施

○ 協会との適切な役割分担等

・品質管理レビューと検査の双方の特性を活かした役割分担
・協会の品質管理レビューアーとの意見交換等の継続的な実施

○ 検査手法の向上

・ガバナンス態勢等の検証に必要な情報を報告徴収により継続的に入手
・業界動向等の情報収集・リスク評価手法の一層の充実
・監査法人のガバナンス・コードの対応状況を検討

○ 検査結果の取扱い(監査品質の見える化)

・検査結果通知の明瞭性・比較可能性の向上
・モニタリングレポートの作成・公表

(4) 監査事務所に対するモニタリングの基本方針

平成28年5月13日

「監査事務所等モニタリング基本方針」(審査・検査基本方針)
ーより実効性のある監査の実施のためにー

- 審査会の第5期(平成28年4月～平成31年3月)における監査事務所に対するモニタリングの基本方針を定め公表
- 本基本方針を踏まえ、事務年度ごとにモニタリング基本計画を策定

【視点】

監査事務所の実態を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを実施し、監査の信頼性確保を積極的に図る。

【目標】

監査事務所における監査業務の適正な運営の確保を図ることを目的

- ・ 監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促すようなモニタリングを実施
- ・ 形式的に基準に準拠しているだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心の発揮、常に被監査会社の事業上のリスクを注視した監査上のリスクの評価など、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものになっているかを重視

(4) 監査事務所に対するモニタリングの基本方針

(1) オフサイト・モニタリングに係る基本方針

- ① 協会による品質管理レビューの検証
- ② 報告徴収
ガバナンス情報を継続的に把握するための報告徴収を新たに導入

(2) 検査基本方針

- ① 大手・準大手監査法人は定期的検査、中小監査事務所は必要に応じ検査
必要がある場合には、機動的に検査を実施
- ② 検査にあたっての留意事項
 - ・監査事務所の業務管理態勢が規模や特性に応じたものとなっているかを検証
 - ・被監査会社を取り巻く経済環境や事業上のリスクを適切に評価しているかを検証
 - ・根本的な原因を踏まえた有効な改善を促す検証及び指摘内容等の的確な伝達

(3) モニタリング情報の提供方針

監査の品質管理上の問題点を監査事務所及び被監査会社に的確に伝達するように努めるとともに、広く一般に提供される監査の品質に係る情報の充実に努める。

- ・「監査事務所検査結果事例集」
- ・(仮)「モニタリングレポート」

Ⅱ. 監査法人の審査・検査等

3. 平成28事務年度

監査事務所等モニタリング基本計画

【問題認識、提言等】

当局の検査態勢の強化

- ・ 大手への検査は2年に1度であり、機動的な検査やフォローアップが実施できていないのではないか。
- ・ 協会との適切な役割分担を図り、全体として監査の品質のチェックの実効性を向上させる必要

監査法人の実効的なガバナンス確立

- ・ 大手監査法人等において、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要
- ・ 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす必要

会計監査に関する情報提供の充実（透明性の向上）

- ・ 審査会のモニタリング活動に係る成果を整理し、株主等に情報提供をすることが適当（モニタリングレポート）

最近の不正会計事案への対応（上記以外）

- ・ 東芝による不正会計
⇒ 会計士が企業不正を見抜く力の向上の必要性
- ・ IPOに係る不正会計
⇒ IPO監査の特殊性への対応不十分
- ・ 海外子会社による不正会計
⇒ 親会社と海外子会社の監査人が複層的な場合のリスク

【モニタリング基本計画】

- 大手監査法人（4大法人）に対して、通常検査の翌年に、フォローアップ検査を実施（毎年検査）
- 不備の根本的な原因を踏まえた有効な改善を促す
- 検査と協会レビューとの適切な役割分担の検討

- 大手監査法人に対して、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検証。報告徴収を活用した情報入手、横串分析の充実
- 準大手監査法人に対して、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等に重点を置いた検証

- 検査結果事例集のほかに、モニタリングレポートを取りまとめ、公表

- 検査の重点検証項目等
 - ・ 基準への準拠性だけでなく、適切なリスク評価、職業的懐疑心の発揮等の実質的な品質管理の確保・向上
 - ・ 不正リスクへの対応状況
 - ・ IPOに関する監査に対する態勢、監査手続等
 - ・ 海外子会社を含むグループ監査

1. 前文

【監査事務所を取り巻く環境】

アジアを中心とした企業の海外進出や海外取引、M&Aの増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所として新たに対応すべき課題が増加。

【不正会計問題等への対応】

IPOに関する不適切な事例が多く指摘され、また、有報等の虚偽記載に係る課徴金勧告が、大手上場企業にもなされており、改めて会計監査の信頼性が問われている。

【コーポレート・ガバナンス等における役割】

我が国経済の発展を図る上で、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、公認会計士監査の果たす役割は、ガバナンス面においてもますます重要。

【監査事務所における品質管理の現状】

監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、協会の品質管理レビューの結果、限定事項付き結論が付される監査事務所の割合が増加。



以上のような情勢を踏まえ、平成28事務年度(平成28年7月～平成29年6月)における監査事務所等モニタリング基本計画を策定。

2. モニタリング基本計画の考え方

【モニタリングに当たって重視する点】

- 監査の品質の確保・向上を図る主体である監査事務所自らの行動を促すこと。
- 形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けた行動となっているかを検証すること。

【モニタリングに当たっての基本的な考え方】

(1) 監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

① 大規模な監査法人

ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検証。フォローアップ検査や機動的な検査の実施。

② 大規模に準ずる規模の監査法人

組織の一体性など経営管理態勢、業務管理態勢などに重点を置いた検査を定期的の実施。

③ 中小規模監査事務所

代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査品質の確認を中心とした検査の実施。

(2) 協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

監査の品質の向上に向けた協会の対応等について、引き続き、総括的な検証を実施。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

関係者との連携等を通じた情報共有、情報収集・分析結果に関し報告徴収等を実施。

(4) 国際的な連携強化

IFIARで策定等が進められている多国間情報交換枠組み(MMOU)に向けた協議を継続。

(5) モニタリング実施態勢の検討

情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化。

3. オフサイト・モニタリングに係る基本計画

(1) 協会の品質管理レビューの検証

- 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生。
- 平成27年度から公認会計士法第2条第1項の業務すべてが品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加。

⇒ 協会による取組み

- ・品質管理レビューについて、指導的機能から指導・監督機能へその性格の変更、機動的・臨時的なレビューの新設、品質管理レビューアーの増員など。

⇒ 当局の対応

- ・品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、総括的検証を行う。
- ・品質管理レビューアーとの意見交換を継続して実施するなど、協会と実効的な連携を図る。

3. オフサイト・モニタリングに係る基本計画

(2) 報告徴収 — 立入検査を実施しない中小規模監査事務所 —

- 監査事務所に対して、その適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査業務の運営について、適時に報告徴収を実施。
- 品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証。
特に、業務運営上の本質的な問題となり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった項目を報告徴収の対象。
- 報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用。
- 報告徴収は、対面的方式を用いるなど効果的に検証。

3. オフサイト・モニタリングに係る基本計画

(2) 報告徴収 ―大規模な監査法人に対する継続的報告―

- ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報について、継続的に報告徴収を実施。
- 報告徴収により得られた情報については、分析の上その後実施する当該監査法人の効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、当該法人以外の大規模な監査法人との比較分析や大規模な監査法人における横断的な問題等の把握に活用。

3. オフサイト・モニタリングに係る基本計画

(2) 報告徴収 — 検査実施後の改善状況の報告 —

- 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証。
報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合には、再度、報告徴収を実施することを検討。
- 報告徴収を行った監査事務所において、問題となるような状況等を把握した場合には、適宜、ヒアリングを実施し、監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討。
- 検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討。

4. 検査基本計画

- 検査基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。
- 業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。
- 検査結果については、監査事務所に対して指摘内容等を具体的かつ的確に伝達するとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果通知書の記述方法や内容等について見直しを行い、検査結果等に係る情報の充実に努める。

4. 検査基本計画

【重点事項】

- ① 品質管理態勢の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかを検証。
- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているかを検証。
- ③ 検査対象監査事務所に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要。

監査事務所自らが根本的な原因の究明を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するような検証及び指摘内容等を的確に伝達。

4. 検査基本計画

(1) 大規模な監査法人に対する検査

- 協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的に検査を実施。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、または疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施。
- 数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・事務所によって管理される巨大な組織であり、さらに、上場被監査会社も数百社であるため、近時の大規模な監査法人に対するモニタリングの結果等を踏まえると、特に、現場で監査業務を行う監査チームの品質管理や業務管理など、監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要。
- 通常の検査の次年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を実施。

4. 検査基本計画

(1) 大規模な監査法人に対する検査 【重点項目】

- 監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況(特に、従たる事務所の業務運営等)の検証
- 適切なリスク評価を行っているか、適切に職業的懐疑心を発揮しているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- IPOに関する監査についての態勢や独立性に係る状況、監査手続等の検証
- 被監査会社とのコミュニケーションの状況、グループ監査の状況の検証
- 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証

3 検査基本計画

(2)大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

- 被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、重点的に検査を実施。協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、定期的に検査を実施。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、または疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施。

4. 検査基本計画

(2) 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査【重点項目】

- ・ 個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証
- ・ 組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

4. 検査基本計画

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

- 代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査品質の確認を中心とした検査を実施することとし、協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施。

4. 検査基本計画

(3) 中小規模監査事務所に対する検査【重点項目】

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証。特に、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、監査実施者に対する指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

5. モニタリング情報の提供

○ 検査結果事例集

優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、検査結果事例集として取りまとめ、説明会等を通じて、協会や監査事務所及び被監査会社等の関係先だけでなく、市場関係者等に対して積極的に発信する。

○ モニタリングレポート

投資者等が監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの状況を整理した上で、モニタリングレポートとして取りまとめて公表するなど、監査の品質に係る情報の充実に努める。

※ 平成28年版のモニタリングの状況に係るモニタリングレポートについては、試行的なものとして作成することとする。

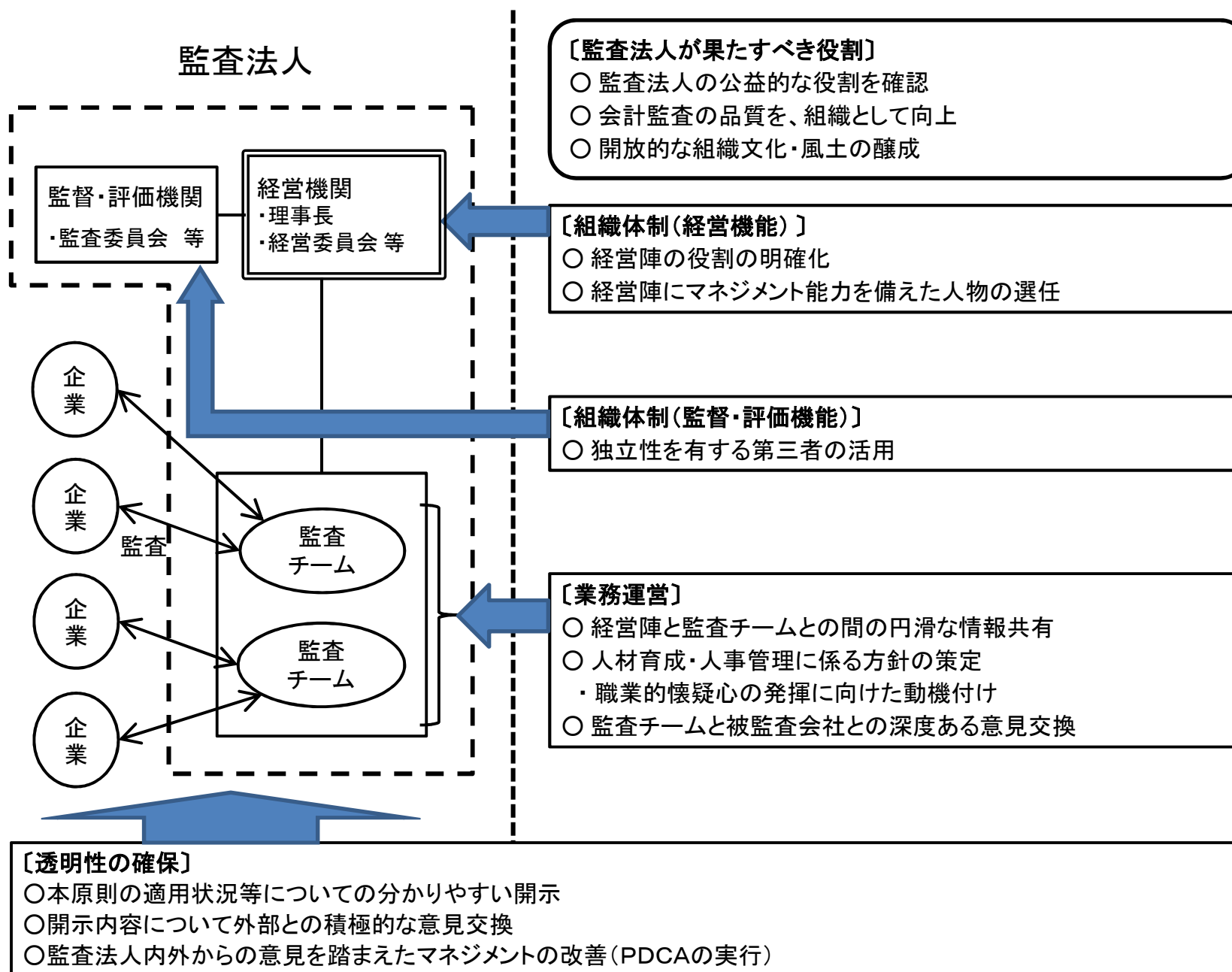
Ⅱ. 監査法人の審査・検査等

4. 監査法人のガバナンス・コード

「監査法人の組織的な運営に関する原則」 (監査法人のガバナンス・コード) (案)

- 監査法人が果たすべき役割
- 組織体制
- 業務運営
- 透明性の確保

監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)(案)のポイント

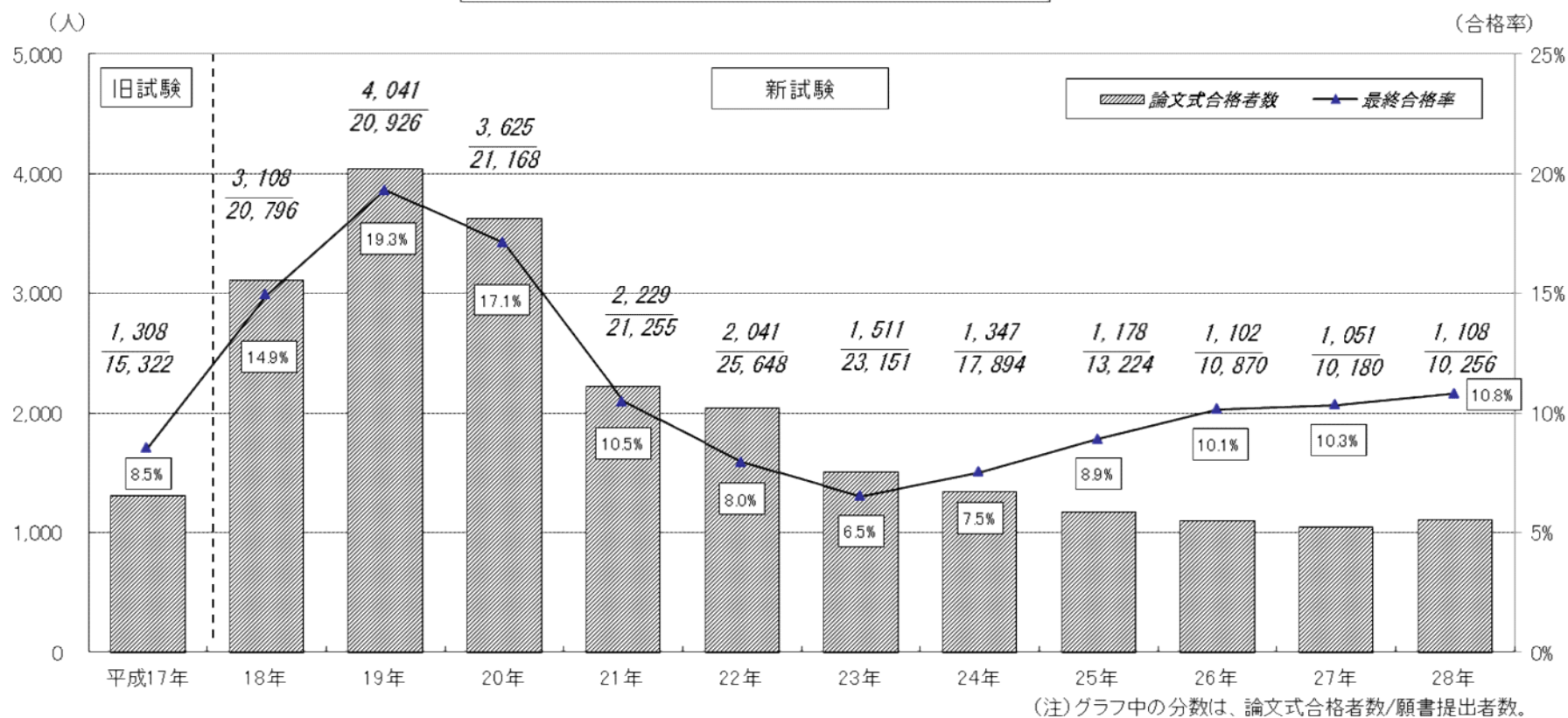


Ⅲ. その他の活動

1. 公認会計士試験

公認会計士試験合格者等の推移

公認会計士試験合格者等の推移



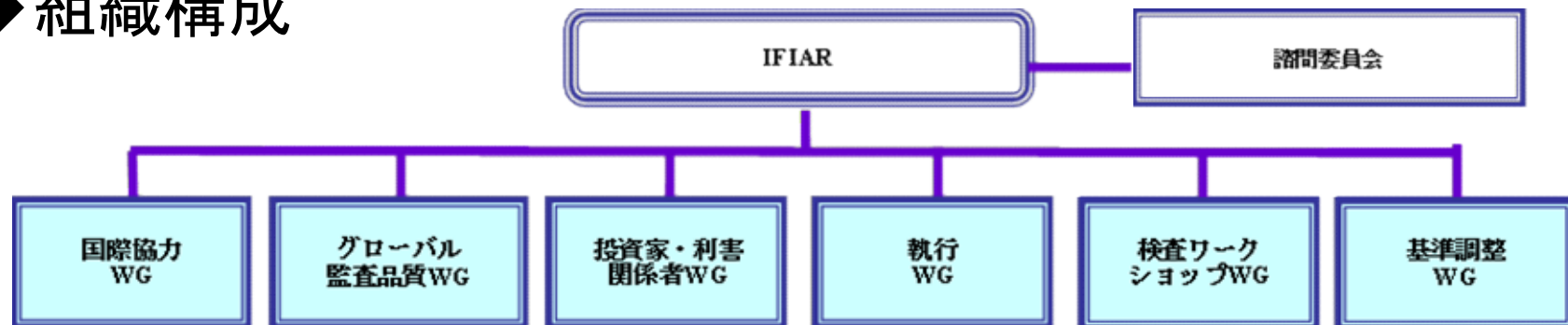
	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
願書提出者数	15,322	20,796	20,926	21,168	21,255	25,648	23,151	17,894	13,224	10,870	10,180	10,256
論文式合格者数	1,308	3,108	4,041	3,625	2,229	2,041	1,511	1,347	1,178	1,102	1,051	1,108
最終合格率	8.5%	14.9%	19.3%	17.1%	10.5%	8.0%	6.5%	7.5%	8.9%	10.1%	10.3%	10.8%

Ⅲ. その他の活動

2. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)

(1)IFIARの概要

- ◆ 名称：監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR)
- ◆ 設立年：2006年9月
- ◆ 加盟国数：52カ国・地域 (2016年11月1日時点)
- ◆ 議長：Janine van Diggelen (オランダ金融市場庁)
- ◆ 副議長：Brian Hunt (カナダ公共会計責任委員会)
- ◆ 組織構成



(注) 現在、IFIARに常設事務局は無く、議長・副議長国が持ち回りで事務局を担当 (任期2年)。2017年4月に常設事務局を東京に設立予定。

(2) 設立経緯及び目的

◆ 設立経緯

米エンロンの破綻等、諸外国における一連の不正会計事件を契機として、監査監督の重要性が高まり、監査の品質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立された。こうした中、2006年9月、各国の監査監督当局間における協力・連携の場として、監査監督機関国際フォーラムが発足。日本からは公認会計士・監査審査会及び金融庁が設立メンバーとして参加。

◆ 活動目的

- i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有。
- ii 監督活動における協力及び整合性を促進。
- iii 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話の主導。
- iv 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成。

(3)IFIAR加盟国 地域別構成 (52か国・地域)

欧州(31)

アイルランド(IAASA)
 アルバニア(POB)
 イギリス(FRC)
 イタリア(CONSOB)
 オーストリア(ASA)
 オランダ(AFM)
 キプロス(CyPAOB)
 ギリシャ(AAOB/ELTE)
 クロアチア(APOC)
 ジブラルタル(FSC)
 スイス(FAOA)
 スウェーデン(SBPA/RN)
 スロバキア(UDVA)
 スロベニア(ANR/APOA)
 スペイン(ICAC)
 チェコ(RVDA)
 デンマーク(DBA)
 ドイツ(AOC(APAK))
 ノルウェー(The FSA)
 ハンガリー(APOC)
 フィンランド(AB3C)
 フランス(H3C)
 ブルガリア(CPOSA)
 ベルギー(CRME/KVI)
 ポーランド(AOC)
 ポルトガル(CNSA)
 リトアニア(AAA)
 リヒテンシュタイン(FMA)
 ルクセンブルグ(CSSF)
 ジャージー(FSC)
 ロシア(MOF/FSFBO)

アジア(10)

インドネシア(PPAJP)
 韓国(FSC/FSS)
 シンガポール(ACRA)
 スリランカ(SLAASMB)
 タイ(SEC)
 チャイニーズタイペイ(FSC)
 日本(CPAAOB/FSA)
 マレーシア(AOB)
 オーストラリア(ASIC)
 ニュージーランド(FMA)

中東(3)

アブダビ(ADAA)
 ドバイ(DFSA)
 トルコ(POA/CMA)

アフリカ(4)

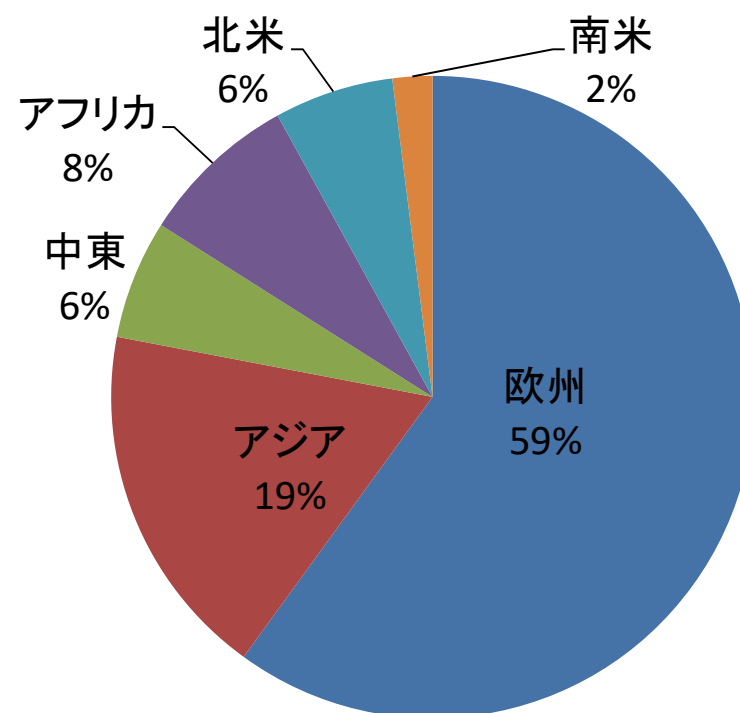
エジプト(AOB/EFSA)
 ボツワナ(BAOA)
 南アフリカ(IRBA)
 モーリシャス(FRC)

北米(3)

アメリカ(PCAOB)
 カナダ(CPAB)
 ケイマン(AOA)

南米(1)

ブラジル(CVM)



我が国に本部を置く初の金融関係国際機関 IFIARの事務局開設

グローバルな監査の品質向上を目指すIFIARの運営に積極的に貢献

■ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局開設

- 政府一丸となって招致活動を行った結果、本年4月に東京設置が決定。IFIARは、**我が国に本部を置く初の金融関係国際機関となる。**
- **来年4月の事務局開設**とその後の円滑な運営を以下の通り支援。
 - ① 2017年4月に第一回総会以来10年ぶりとなるIFIAR総会を東京で開催。あわせて事務局開所式。
 - ② 一元的な金融監督当局としての知見も活用しつつ、IFIARによるグローバルな監査の品質向上に向けて引続き積極的に貢献。
 - ③ 民間セクター（公認会計士協会・経団連等）の関係団体による日本IFIARネットワークを構築し、IFIAR事務局の活動の支援と我が国における監査の品質に関する意識向上を図る。

IFIARの概要		事務局開設の予定	
目的	監査監督当局間の協力・連携 国境を越えた監査監督の重要性が高まるにつれ、議論のフォーラムから国際機関に成長	事務局スタッフ	国際的に公募中 事務局長を来年初に選定 事務局員は計5名
設立年	2006年	所在	大手町フィナンシャルシティ・グランキューブ
メンバー	52ヶ国・地域 創立時の2006年の18カ国・地域から急速に増加	法人格	一般社団法人を来年初に設立